

第 11 期
甲府市分別収集計画

令和7年9月
甲 府 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集 に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	6

1 計画策定の意義

近年、地球温暖化が要因とされる異常気象や資源の枯渇など、地球規模での環境問題が深刻化していることから、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動を見直し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」へと移行することが求められており、そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）＋Renewable（リニューアブル）を推進し、最終処分量の削減を図ることを目的に、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成を実現していくものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ①容器包装廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進
- ②適正な廃棄物処理体制の確保と循環型社会構築の推進
- ③市民・事業者・行政が一体となった環境負荷低減の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）に基づき、製品プラスチックについても今期間中に分別収集を開始するものとする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	14,314 t	14,205 t	14,019 t	13,875 t	13,728 t
製品プラスチック	1,145 t	1,139 t	1,128 t	1,120 t	1,111 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

- ・有価物、資源物回収事業

自治会等の自主的な活動である有価物回収の支援及び行政による資源物回収を実施するとともに、市民に適正排出や分別方法を各種媒体を用いて周知し、より一層のごみの減量と再資源化を図る。

- ・ごみ分別冊子「ごみの分け方・出し方」

日本語版だけでなく英語・中国語・韓国語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語の外国語版冊子を作成し、適正排出や分別方法の更なる周知啓発を図る。

- ・ごみ分別アプリ

「いつでも、どこでも」ごみの分別方法、収集日等を簡単な操作で確認することができる「甲府市ごみ分別アプリ」の周知及び配信を行うとともに、アプリ内の分別品目の最適化を図るなど、なお一層の適正排出へと繋げていく。

- ・リサイクル推進員制度

自治会長等をリサイクル推進員として委嘱し、地域内の集積所の清潔保持やごみの分別排出指導等の環境美化活動を行う。

- ・環境教育、啓発活動の充実

自治会や各種団体などを対象に「出前講座」を開催し、ごみ処理の現状、ごみの減量化、資源リサイクルなど環境問題に関する啓発活動に積極的に取り組む。また、子どもを対象とした環境副読本の作成やエコ工作教室の開催など、環境教育を積極的に行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

可燃ごみの減量化状況及び資源物の再資源化等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおりとする。

また、市民の協力、本市が有する収集機材、中間処理施設等を総合的に勘案し、収集に係る分別の区分を、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主としてガラス製の容器 (無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、 その他のガラス製容器)	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんする ためのもの(原材料としてアルミニウムが 利用されているものを除く。)	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外の もの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包 装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容 器であって、飲料やしょうゆ等を充てんする ためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって 上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白 色トレイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチッ ク製容器包装
プラスチック資源循環法に基づくもの	製品プラスチック※

※製品プラスチックの収集に係る分別の区分は未定のため、プラスチック製容器包装と分けて記載する(以下同じ)。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	197t		196t		194t		193t		192t	
主としてアルミ製の容器	136t		135t		134t		133t		133t	
無色のガラス製容器	(合 計) 235t		(合 計) 233t		(合 計) 232t		(合 計) 230t		(合 計) 229t	
	(㊦)渡 116t	(㊧)独自処理 119t	(㊦)渡 115t	(㊧)独自処理 118t	(㊦)渡 115t	(㊧)独自処理 117t	(㊦)渡 114t	(㊧)独自処理 116t	(㊦)渡 113t	(㊧)独自処理 116t
茶色のガラス製容器	(合 計) 257t		(合 計) 256t		(合 計) 254t		(合 計) 253t		(合 計) 251t	
	(㊦)渡 127t	(㊧)独自処理 130t	(㊦)渡 127t	(㊧)独自処理 129t	(㊦)渡 126t	(㊧)独自処理 128t	(㊦)渡 125t	(㊧)独自処理 128t	(㊦)渡 124t	(㊧)独自処理 127t
その他のガラス製容器	(合 計) 265t		(合 計) 263t		(合 計) 262t		(合 計) 260t		(合 計) 258t	
	(㊦)渡 131t	(㊧)独自処理 134t	(㊦)渡 130t	(㊧)独自処理 133t	(㊦)渡 130t	(㊧)独自処理 132t	(㊦)渡 129t	(㊧)独自処理 131t	(㊦)渡 128t	(㊧)独自処理 130t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	27t		27t		27t		26t		26t	
主として段ボール製の容器	1,114t		1,107t		1,100t		1,093t		1,086t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合 計) 11t		(合 計) 11t		(合 計) 11t		(合 計) 10t		(合 計) 10t	
	(㊦)渡 0t	(㊧)独自処理 10t	(㊦)渡 0t	(㊧)独自処理 10t	(㊦)渡 0t	(㊧)独自処理 10t	(㊦)渡 0t	(㊧)独自処理 10t	(㊦)渡 0t	(㊧)独自処理 10t
主としてポリエチレンテレフタレート製(PET)の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合 計) 327t		(合 計) 325t		(合 計) 323t		(合 計) 321t		(合 計) 319t	
	(㊦)渡 0t	(㊧)独自処理 327t	(㊦)渡 0t	(㊧)独自処理 325t	(㊦)渡 0t	(㊧)独自処理 323t	(㊦)渡 0t	(㊧)独自処理 321t	(㊦)渡 0t	(㊧)独自処理 319t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの (うち白色トレイ)	(合 計) 824t		(合 計) 819t		(合 計) 814t		(合 計) 809t		(合 計) 804t	
	(㊦)渡 824t	(㊧)独自処理 0t	(㊦)渡 819t	(㊧)独自処理 0t	(㊦)渡 814t	(㊧)独自処理 0t	(㊦)渡 809t	(㊧)独自処理 0t	(㊦)渡 804t	(㊧)独自処理 0t
	(合 計) 4t		(合 計) 4t		(合 計) 4t		(合 計) 4t		(合 計) 4t	
	(㊦)渡 4t	(㊧)独自処理 0t	(㊦)渡 4t	(㊧)独自処理 0t	(㊦)渡 4t	(㊧)独自処理 0t	(㊦)渡 4t	(㊧)独自処理 0t	(㊦)渡 4t	(㊧)独自処理 0t
プラスチック資源循環法に基づき分別収集する製品プラスチック※	—		—		—		—		—	

※製品プラスチックの分別収集の開始年度は未定のため記載しない。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

人口変動率については、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計をもとに設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
184,854人 (対前年度比)	183,715人 (対前年度比)	182,576人 (対前年度比)	181,437人 (対前年度比)	180,299人 (対前年度比)
99.39%	99.38%	99.38%	99.38%	99.37%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、自治会や市民団体等による集団回収である有価物回収については、引き続きこれらの団体等が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	缶類	・市による定期 収集 ・自治会、住民 団体等による 集団回収	市、民間業者
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん類		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック		
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル		
	(白色発泡スチロール製 食品トレイ)	白色トレイ		
	その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装		
	製品プラスチック	製品プラスチ ック		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

収集、運搬、保管に係る施設は、現行の施設、体制を活用して行う。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	透明、半透明袋	2～3 tパッ カー車及び 平ボディ一車	甲府・峡 東クリー ンセンタ ー
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	透明、半透明袋		
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	十文字に縛る 及び袋での排出		
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器包装	紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	透明、半透明袋		
その他のプラスチック製容 器包装	白色トレイ			
	プラスチック 製容器包装			
製品プラスチック	製品プラスチ ック		民間業者	
			未定	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・自治会、市民団体等による集団回収である有価物回収を推進するため、報奨金を交付する。
- ・分別排出を徹底するため、50音別のごみ分別冊子「ごみの分け方・出し方」やごみ分別アプリの活用を推進する。
- ・市議会議員、学識経験者、市民団体、事業者等の委員で構成する廃棄物減量等推進審議会を設置し、ごみの減量化や資源リサイクルの取り組みを推進する。
- ・市内自治会等にリサイクル推進員を配置し、ごみ集積所における分別排出に係る指導や環境美化活動を通じて、ごみの減量化及びリサイクルを推進する。
- ・出前講座により、市民へ適正排出や分別方法について直接、周知・啓発を図る。
- ・市民、事業者、行政の連携・協働により、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていく。
- ・製品プラスチックの分別収集の実施に向け、関係各所との協議を行っていく。